

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成30年3月26日

月 曜 日

号 外(9)

目 次

規 則

○富山県手数料条例施行規則の一部を改正する規則

1

~~~~~

## 規 則

~~~~~

富山県手数料条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成30年3月26日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第5号

富山県手数料条例施行規則の一部を改正する規則

富山県手数料条例施行規則（平成12年富山県規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1の12の項中「180円」を「160円」に、

5リットル以上30リットル未満のもの
1リットル以上5リットル未満のもの
1リットル未満のもの

内容積5リットル以上30リットル未満のもの
内容積1リットル以上5リットル未満のもの
内容積1リットル未満のもの

を、 「220円」を「210円」に、「90円」を

「80円」に改め、同表の46の項の(1)のA中「1,600円」を「1,550円」に改め、同

項の(1)のうち「7,050円」を「6,600円」に、「4,400円」を「4,100円」に改め、同項の(2)のイ中「1,850円」を「1,900円」に改め、同項の(2)のうち「3,100円」を「3,350円」に、「2,200円」を「2,550円」に改め、同項の(3)のうち「4,500円」を「4,050円」に、「2,950円」を「2,600円」に改め、同項の(4)のア中「1,850円」を「1,900円」に改め、同項の(5)のア中「1,750円」を「1,700円」に改め、同項の(5)のうち「4,550円」を「4,800円」に改め、同項の(6)のうち「4,400円」を「4,350円」に、「2,850円」を「2,900円」に改め、同表の47の項の(1)のア中「23,100円」を「23,400円」に改め、同項の(1)のエ中「次の項」を「次項」に、「2,450円」を「2,500円」に改め、同項の(1)のオ中「2,450円」を「2,500円」に改め、同項の(1)のカ中「2,000円」を「2,350円」に改め、同項の(1)のキ中「1,750円」を「1,800円」に改め、同項の(1)のク中「13,150円」を「13,050円」に改め、同項の(1)のケ中「5,450円」を「5,500円」に改め、同項の(2)のア中「19,650円」を「19,500円」に改め、同項の(2)のイ中「3,600円」を「3,550円」に改め、同項の(2)のエ及びオ中「1,950円」を「2,000円」に改め、同項の(2)のカ中「1,950円」を「1,900円」に改め、同項の(2)のキ中「2,100円」を「2,050円」に改め、同項の(2)のケ中「4,250円」を「4,300円」に改め、同項の(3)のア中「14,500円」を「14,700円」に改め、同項の(3)のイ中「1,300円」を「1,250円」に改め、同項の(3)のエ及びオ中「1,950円」を「2,000円」に改め、同項の(3)のカ中「2,500円」を「2,650円」に改め、同項の(3)のケ中「4,250円」を「4,300円」に改め、同項の(4)のア中「21,700円」を「21,500円」に改め、同項の(4)のカ中「14,750円」を「14,550円」に改め、同表の48の項の(1)のア中「14,600円」を「14,550円」に改め、同項の(1)のうち「1,350円」を「1,400円」に改め、同項の(1)のエ中「1,250円」を「1,300円」に改め、同項の(1)のオ及びカ中「1,550円」を「1,600円」に改め、同項の(1)のキ中「1,400円」を「1,500円」に改め、同項の(1)のク中「7,850円」を「7,800円」に改め、同項の(2)のア中「11,800円」を「11,850円」に改め、同項の(2)のイ中「3,600円」を「3,550円」に改め、同項の(2)のうち「1,250円」を「1,300円」に改め、同項の(2)のエ中「1,200円」を「1,250円」に改め、同項の(2)のケ中「2,800円」を「2,850円」に改め、同項の(3)のア中「9,400円」を「9,650円」に改め、同項の(3)のイ中

「1,300円」を「1,250円」に改め、同項の(3)のウ中「1,300円」を「1,350円」に改め、同項の(3)のエ中「1,100円」を「1,250円」に改め、同項の(3)のキ中「1,200円」を「1,250円」に改め、同項の(3)のケ中「2,700円」を「2,750円」に改め、同項の(4)のア中「12,750円」を「12,450円」に改め、同項の(4)のオ中「9,450円」を「9,150円」に改め、同表の49の項の(1)中「4,650円」を「4,400円」に、「2,000円」を「1,900円」に改め、同項の(2)中「2,850円」を「2,550円」に、「1,950円」を「1,750円」に改め、同項の(3)中「3,300円」を「3,100円」に、「1,750円」を「1,650円」に改め、同項の(4)中「1,050円」を「1,000円」に改め、同表の49の2の項の(2)中「1,500円」を「1,800円」に改め、同項の(3)中「4,650円」を「5,100円」に、「7,550円」を「7,950円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現になされている申請、申込み等に係る手数料の額については、この規則による改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(財 政 課)

